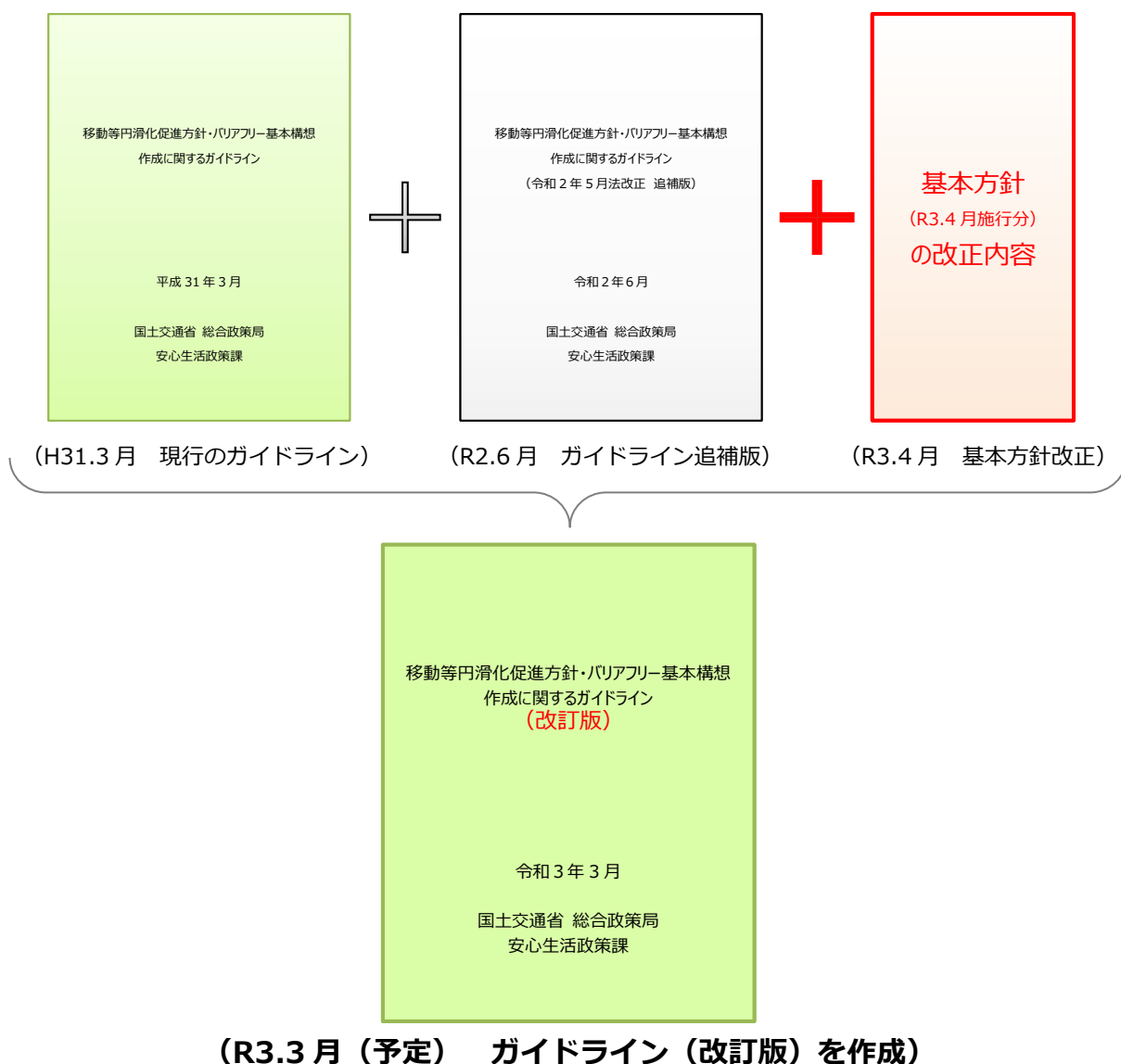


移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に 関するガイドラインの改訂について

1. ガイドラインの改訂について

R2.5 月の法改正を踏まえた追補版の内容や、R3.4 月施行予定の基本方針の改正内容を、マスタープラン・基本構想を作成する市町村に対して、広く確実に周知するためには、ガイドライン本体に必要な内容を入れ込むことが必要。

具体的には、H31.3 月に作成した現行のガイドラインについて、“**ガイドライン（追補版）の内容の加筆・追記”“ガイドライン本体の構成の変更・記載内容の修正”**という対応が必要となる。そのため、ガイドライン（改訂版）は現行のガイドラインを踏襲しつつ、構成・内容を見直すこととする。



2. ガイドライン改訂の基本的な考え方・スケジュール

現行のガイドラインを踏まえつつ、追補版の内容、基本方針の改正内容（マスタープラン・基本構想の指針となるべき事項等）を反映。

■ R2.5 月法改正追補版の反映 （R2.6 月施行分）

- ・ マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追記
- ・ 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容の追記

■ R3.4 基本方針改正内容の反映 （R3.4 施行分）

- ・ 移動等円滑化促進地区や重点整備地区の考え方の改善を追記

■ その他の参考情報の反映

- ・ マスタープランの作成事例の充実
- ・ 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例の追加
- ・ 参考資料編に近年の動向を反映

<想定スケジュール（案）>

時期	実施内容	備考
R2.11 月	・ あり方検討会に改訂の方向性を提示 （中間とりまとめに対する対応）	
R2.12 月	・ パブリックコメントの実施（～R3.1 中旬） ・ 掲載事例等の自治体照会	※基本方針公布後
R3.1～2 月	・ パブリックコメントへの対応（回答作 成・意見反映等）	
R3.3 月	・ 公表 ・ 運輸局等へ発送	

3. 目次構成と改訂の方向性（案）

2. を踏まえて、ガイドライン（改訂版）の目次構成（案）は、以下のとおりとする。

各項目について、これまでに寄せられたご意見を反映した項目や、新規に追加を検討した項目、加筆・追記により内容を充実させることを検討した項目については、内容を具体的に記載している。

ガイドライン（改訂版）の目次構成（案）

ガイドライン本体

ガイドライン（改訂版）の目次構成	加筆・追記の検討内容（案）
【はじめに】	⇒ 法改正・制度改正の経緯や改訂の主なポイントを修正
I 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容	
第1章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想とは	
1-1 マスタープランの概要	
1-2 マスタープランの目的と必要性	⇒ マスタープラン作成の効果として、市街地整備事業における歩行空間や都市公園等のバリアフリー化を行う場合の交付金の重点配分を追記
1-3 基本構想の概要	
1-4 基本構想の目的と必要性	⇒ 基本構想作成の効果として、市街地整備事業における歩行空間や都市公園等のバリアフリー化を行う場合の交付金の重点配分を追記
1-5 住民等の参加	
1-6 マスタープランと基本構想の作成イメージ	⇒ マスタープランと基本構想の両方を作成した事例や、マスタープランと基本構想を一体的に作成した事例を追加 【自治体の具体的な事例を記載】

ガイドライン（改訂版）の目次構成	加筆・追記の検討内容（案）
第2章 ガイドラインの概要	
2-1 ガイドラインの目的と位置づけ	
2-2 ガイドラインの活用方法	
第3章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想作成にあたって	
3-1 マスタープラン及び基本構想の作成手順	
3-2 庁内体制の構築	
3-3 協議会の設置・運営	⇒ 他の法令に基づいて設置される協議会制度の活用、多様な当事者の特性に配慮した協議会の運営に関する考え方を加筆
3-4 住民参加と意見の反映	⇒ 住民提案があった場合に積極的に検討すべき旨の加筆 ⇒ 住民提案制度を活用するためのポイントや具体的な事例を追記 【自治体の具体的な事例を記載】
3-5 民間事業者との調整	
3-6 都道府県による市町村に対する支援について	⇒ 都道府県による支援の必要性やポイントを追記 ⇒ 都道府県による具体的な事例を追記 【自治体の具体的な事例を記載】
3-7 マスタープラン・基本構想作成に係る助成制度 追加	⇒ ハード・ソフト一体的なバリアフリー化の促進のために策定される基本構想の作成に必要な経費の支援制度について追記
ガイドライン（改訂版）の目次構成	加筆・追記の検討内容（案）
Ⅱ 移動等円滑化促進方針の作成	
第4章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成	
4-1 マスタープラン作成における全体的な留意点	⇒ 他の法令に基づいて設置される協議会制度の活用について追記 ⇒ マスタープランの評価・見直しについて追記

	⇒ 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」に関する事項が必須記載事項となった旨を追記
4-2 マスタープランに明示すべき事項	⇒ 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」に関する事項が必須記載事項となった旨を追記 ⇒ 「心のバリアフリー」に関する事項をその他の事項から切り出したことによる構成を修正
4-3 移動等円滑化促進地区の設定	⇒ 基本方針改正による地区設定の考え方の変更を反映 ⇒ 地域の実情に応じて柔軟に地区設定を行う旨を追記
4-4 生活関連施設・生活関連経路の選定	⇒ 生活関連経路が接続される施設以外の生活関連施設の集積状況の把握や、生活関連経路の位置づけについて Point に追記 ⇒ 生活関連経路の設定に当たっての留意点の特定道路への指定に関する考え方を修正
4-5 心のバリアフリー 移動	⇒ R2.5 月法改正により、新たに必須記載事項となった旨を追記 ⇒ ガイドライン追補版の表現ぶりに合わせて項目・事例を追記 【自治体の具体的な事例を記載】
4-6 届出制度について	
4-7 施設設置管理者からの情報提供について	⇒ 基本方針改正による経路情報の重要性について加筆 ⇒ バリアフリーマップ作成マニュアルへの参照を追記
4-8 情報アクセス・コミュニケーション	
4-9 地域特性に応じた施策	
4-10 移動等円滑化の促進に関するその他の取組 新規	⇒ 4-5 心のバリアフリーに一体的に記載されていたその他のソフト施策を分割して記載
第5章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の評価・見直し	
5-1 マスタープランの評価・見直し	

ガイドライン（改訂版）の目次構成	加筆・追記の検討内容（案）
Ⅲ バリアフリー基本構想の作成	
第6章 バリアフリー基本構想の作成	
6-1 基本構想作成における全体的な留意点	⇨ 他の法令に基づいて設置される協議会制度の活用について追記 ⇨ 基本構想の評価・見直しについて追記 ⇨ 特定事業の類型として新たに「教育啓発特定事業」を位置づけることができるようになった旨を追記
6-2 基本構想に明示すべき事項	⇨ 特定事業の類型として新たに「教育啓発特定事業」を位置づけることができるようになった旨を追記 ⇨ 教育啓発特定事業をその他の事項から切り出したことによる構成を修正 ⇨ マナー向上に R2.5 月法改正による高齢者障害者等用施設等の適正利用の推進に関する内容を加筆
6-3 重点整備地区の設定	⇨ 基本方針改正による地区設定の考え方の変更を反映 ⇨ 地域の実情に応じて柔軟に地区設定を行う旨を追記
6-4 生活関連施設・生活関連経路の選定	⇨ 生活関連経路が接続される施設以外の生活関連施設の集積状況の把握や、生活関連経路の位置づけについて Point に追記 ⇨ 生活関連経路の設定に当たっての留意点の特定道路への指定に関する考え方を修正
6-5 特定事業の実施	⇨ 特定事業の類型として新たに「教育啓発特定事業」を位置づけることができるようになった旨を追記 ⇨ ガイドライン追補版の表現ぶりに合わせて項目等を追記 ⇨ 特定事業の企画・実施段階において、内容に応じて高齢者、障害者等の当事者参画が有用である旨を追記
6-6 移動等円滑化のためのその他の事業	

6-7 市街地再開発事業に関する移動等円滑化、駐車施設の整備に関する事項	
6-8 心のバリアフリー 移動	⇒ 「心のバリアフリー」に関する取組の位置づけについて、「教育啓発特定事業」として実施も検討するよう追記 【自治体の具体的な事例を記載】
6-9 施設設置管理者間の連携	
6-10 施設設置管理者からの情報提供について	⇒ 基本方針改正による経路情報の重要性について加筆
6-11 情報アクセス・コミュニケーション	
6-12 地域特性に応じた施策	
6-13 移動等円滑化に関するその他の取組 新規	⇒ 6-8 心のバリアフリーに一体的に記載されていたその他のソフト施策を分割して記載
第7章 基本構想の評価・見直し	
7-1 基本構想の進行管理と事後評価	
7-2 基本構想の見直し	
第8章 特定事業計画の作成	
8-1 特定事業計画の作成体制と作成手順	⇒ 実施体制のフロー図を追記 ⇒ 教育啓発特定事業計画の参考例を追記
ガイドライン（改訂版）の目次構成	加筆・追記の検討内容（案）
巻末 マスタープラン及び基本構想の提出について	⇒ 文部科学大臣への提出を加筆

参考資料編

ガイドライン（参考資料編）の目次構成	加筆・追記の検討内容（案）
第1章 障害等種別と特性	
1-1 肢体不自由者	
1-2 視覚障害者	
1-3 聴覚・言語障害者	
1-4 知的障害者	
1-5 精神障害者	
1-6 発達障害者	
1-7 内部障害者	
1-8 妊産婦等（妊産婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）	
1-9 高齢者	
1-10 外国人	
第2章 主要な法令とバリアフリー化のための主な支援策	
2-1 バリアフリー化のための主要な法令等	⇒ UD 新法、電話リレーサービス法等近年整備された法令を追記 ⇒ 「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能な各種ハンドブック等、のバリアフリー法に基づく助言通知の内容を追記
2-2 バリアフリー化のための支援制度	⇒ マスタープラン・基本構想作成に係る財政措置等、教育啓発特定事業の実施に係る財政措置等の追記
2-3 その他の支援策	
第3章 その他関連資料	
3-1 バリアフリーとユニバーサルデザイン	
3-2 参考図書・報告書	⇒ 近年実施した調査研究を追記
3-3 マスタープラン・基本構想の作成事例	⇒ 自治体の作成事例概要を一覧で掲載（詳細な内容は自治体 HP を参照）